「資格認定」取得に対する補助費に関する規程

（目的及び意義）

1. この規程は、東京都正札シール印刷協同組合（以下『組合』という）組合員・会友が「資格」を取得した際における補助費支給に必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第２条 この規程において、補助費支給の対象は次の各号に掲げるものとする。

（１）全日シール「技術優良工場認定制度」

（２）日印産連「グリーンプリンティング（GP）認定制度」

（補助費支給の条件及び金額）

第３条　補助金支給対象は１社１事業所（登録工場）のみとする。

（１）「技術優良工場認定」は認定料３万円の半額とする。更新料も半額補助。

（２）「ＧＰ認定制度」については、従業員規模によって認定登録料が異なるため、その半

　　　額とするとともに、上限１０万円とする（従業員３０～４９人の場合、経費総額２３

万４０７３円となるので、補助は上限である１０万円）更新料も半額補助。

（３）「技術優良」「GP」を同時に申請することは可能だが、同一事業所であること、また

　　　補助は合算して上限１０万円とする。

（請求及び支払い）

第４条　資格を取得した組合員・会友は組合ホームページ上の「請求文書」に必要事項を記

入の上、ＦＡＸまたはメールにて事務局まで請求する。事務局は内容を確認後、すみ

やかに振り込むこととする。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとするが、組合の収支状況及び申

請数の推移を参考にしつつ、今期から３年間は継続するものとする。

（消費税の取り扱い）

第６条 補助金収入は、消費税法上、不課税取引に該当する。

附 則

１ この規程は、2024年１０月１日から施行する。